

「環境影響評価書」の縦覧・公表のお知らせ

この度は、台風15号の甚大な被害により、住宅の損傷や長期にわたる停電、断水等大変なご苦勞をされた成田空港周辺地域の皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

当社といたしましても、引き続き地域の皆さまのご苦勞を少しでも軽減できるよう、最大限の支援を行ってまいります。

さて、2016年6月より、環境影響評価法に基づき計画段階環境配慮書、方法書、準備書の手続きを順次進めてまいりましたが、この度、「成田空港の更なる機能強化 環境影響評価書」（以下、「評価書」という。）をとりまとめ、国土交通大臣、千葉県知事、成田市長、芝山町長、多古町長、横芝光町長、山武市長、茨城県知事、河内町長及び稲敷市長宛に送付し、公告及び縦覧を行いますのでお知らせいたします。

評価書とは、2018年4月に公表した準備書（事業実施による環境への影響について調査、予測及び評価を行った結果並びに環境保全措置等を取りまとめたもの。）に対する住民の方、千葉県知事、茨城県知事の意見等を踏まえて、準備書の内容の一部を見直すとともに、さらに国土交通大臣の意見等を勘案して修正を行ったものです。

評価書の公告、縦覧等の詳細は別紙1～3をご覧ください。

公告及び縦覧について

1. 対象事業の概要

- ・事業者の名称、代表者の氏名： 成田国際空港株式会社 代表取締役社長 田村 明比古
- ・主たる事務所の所在地： 千葉県成田市成田国際空港内（成田市古込字古込 1-1）
- ・対象事業の名称： 成田空港の更なる機能強化
- ・対象事業の種類： 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業、
滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業
- ・対象事業実施区域： 千葉県成田市、同香取郡多古町、同山武郡芝山町
- ・対象事業の規模： 新設する滑走路（C 滑走路）・・・滑走路の長さ 3,500m
延長する滑走路（B 滑走路）・・・延長前の滑走路の長さ 2,500m
延長後の滑走路の長さ 3,500m（1,000m 延長）

2. 公告日（日刊新聞紙[※]）：2019年9月27日（金）

※ 朝日、読売、毎日、日経、産経、東京、千葉日報、茨城の8紙

3. 縦覧期間：2019年9月27日（金）から10月28日（月）まで（土日、祝日を除く）

4. 縦覧場所：

- ・ 千葉県庁 環境生活部環境政策課（千葉市中央区市場町 1-1）
- ・ 千葉県印旛地域振興事務所 地域環境保全課（千葉県佐倉市鎗木仲田町 8-1 印旛合同庁舎）
- ・ 成田市役所 環境部環境計画課（千葉県成田市花崎町 760 番地）
- ・ 成田市役所 下総支所（千葉県成田市猿山 1080 番地）
- ・ 成田市役所 大栄支所（千葉県成田市松子 413 番地 1）
- ・ 芝山町役場 企画空港政策課空港地域振興係（千葉県山武郡芝山町小池 992）
- ・ 多古町役場 生活環境課（千葉県香取郡多古町多古 584）
- ・ 横芝光町役場 企画空港課空港班（千葉県山武郡横芝光町宮川 11902 番地）
- ・ 山武市役所 経済環境部環境保全課（千葉県山武市殿台 296 番地）
- ・ 山武市役所 松尾出張所 総務部企画政策課空港みらい対策室（千葉県山武市松尾町五反田 3012 番地）
- ・ 山武市役所 蓮沼出張所（千葉県山武市蓮沼八の 233 番地）
- ・ 茨城県庁 行政情報センター（茨城県水戸市笠原町 978 番 6）
- ・ 河内町役場 都市整備課（茨城県稲敷郡河内町源清田 1183）
- ・ 稲敷市役所 市民生活部環境課（茨城県稲敷市犬塚 1570 番地 1）
- ・ 稲敷市役所 東支所（茨城県稲敷市結佐 1545 番地）
- ・ 稲敷市役所 新利根地区センター（茨城県稲敷市伊佐津 3239 番地 1）
- ・ NAA 本社ビル 情報コーナー（千葉県成田市成田国際空港内（成田市古込字古込 1-1））
- ・ NAA 北地域相談センター（千葉県成田市花崎町 750-1 千葉交通ビル 3 階）

-
- ・ NAA 南地域相談センター（千葉県山武郡芝山町大里 18-52 芝山町中央公民館千代田分館 2 階）
 - ・ NAA 東地域相談センター（千葉県香取郡多古町多古 584 多古町役場 1 階）
 - ・ NAA 山武地域相談センター（千葉県山武郡横芝光町宮川 11902 横芝光町役場 2 階）

5. 縦覧時間：午前 9 時～午後 5 時

6. インターネットによる公表：

NAA の機能強化ホームページ（※下記参照）においても、評価書をご覧ください。

※NAA の機能強化ホームページ

<https://www.narita-kinoukyouka.jp/>

準備書からの主な修正点

- 準備書に対する住民の方等の意見、それらに対する NAA の見解を記載しました。
(掲載箇所) ・14 章 住民の方等の意見と事業者の見解、・15 章 準備書との相違の概要
・あらし p.7
- 評価書に対する国土交通大臣意見、それに対する NAA の対応を記載しました。
(掲載箇所) ・16 章 国土交通大臣意見と事業者の対応、・17 章 評価書の補正
・あらし p.7

(住民の方の意見を踏まえた主な修正)

- 本事業による影響の程度と、主要な代償措置である「谷津環境の整備・維持管理」の効果の程度を可能な限り定量的に評価するため、既存の手法 (HSI モデル) を用いて解析を実施し、その結果を記載しました。評価にあたっては、保全対象であり、なおかつ谷津環境を代表するサシバを指標種として選定しました。
(掲載箇所) ・11 章 環境保全措置
(11.15.1.(4) HSI モデルによる谷津環境の整備・維持管理の実効性評価の試算)

(千葉県知事の意見を踏まえた主な修正)

- 谷津環境の整備・維持管理を行う候補地の位置図を記載しました。
(掲載箇所) ・11 章 環境保全措置 (11.15.1.(2)候補地の選定の考え方・方法)

(茨城県知事の意見を踏まえた主な修正)

- プロペラ機の便数変化によるオオヒシクイへの影響について、記載しました。
(掲載箇所) ・10.8 章 動物

(国土交通大臣の意見を踏まえた主な修正)

- 「航空機騒音の環境基準の達成状況の改善に向けた施策等ロードマップ」を作成し、記載しました。
(掲載箇所) ・参考資料 1.6 章 環境基準の達成状況の改善に向けた施策等ロードマップ

(その他の修正)

- 想定する将来の飛行コースについて、今後の増大する航空需要に対応するとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に適切に対応するため、2019 年 7 月 18 日に一部変更された飛行コースへ差し替えました。また、本飛行コース変更を踏まえて航空機騒音の予測結果を修正しました。
(掲載箇所) ・10.1 章 予測の前提 (10.1.2.飛行場の存在及び供用)
・10.3 章 騒音 (10.3.4.航空機の運航による航空機騒音)
・あらし p.11、17、18

これまでの経緯と今後の予定

1. これまでの経緯

○配慮書

| | |
|-------------------|------------------|
| 2016年6月11日(土) | 公告 |
| 6月13日(月)～7月15日(金) | 縦覧 |
| 6月13日(月)～7月15日(金) | 住民の方からの意見提出(42件) |
| 7月12日(火)～7月15日(金) | 市町長意見の提出 |
| 8月5日(金) | 千葉県知事意見の提出 |
| 8月10日(水) | 茨城県知事意見の提出 |
| 8月25日(木) | 国土交通大臣意見の提出 |

○方法書

| | |
|----------------------------|------------------|
| 2017年1月27日(金) | 公告 |
| 1月27日(金)～2月27日(月) | 縦覧 |
| ※方法書の説明会を、縦覧期間中、7市町で1回ずつ開催 | |
| 1月27日(金)～3月13日(月) | 住民の方からの意見提出(14件) |
| 7月5日(水) | 茨城県知事意見の提出 |
| 7月10日(月) | 千葉県知事意見の提出 |

○準備書

| | |
|----------------------------|------------------|
| 2018年4月27日(金) | 公告 |
| 4月27日(金)～5月28日(月) | 縦覧 |
| ※準備書の説明会を、縦覧期間中、7市町で1回ずつ開催 | |
| 4月27日(金)～6月11日(月) | 住民の方からの意見提出(82件) |
| 11月2日(金) | 茨城県知事意見の提出 |
| 11月7日(水) | 千葉県知事意見の提出 |

○評価書(修正前)

| | |
|--------------|-------------|
| 2019年2月7日(木) | 国土交通大臣に送付 |
| 5月8日(水) | 国土交通大臣意見の提出 |

○評価書《今回公表する図書》

| | |
|--------------------|----|
| 2019年9月27日(金) | 公告 |
| 9月27日(金)～10月28日(月) | 縦覧 |

2. 今後の予定

- ・ 今後は、評価書に記載した環境保全措置や事後調査等の具体化について検討を行います。
- ・ 事業に対する国土交通大臣の許可後は、工事の進捗に応じて環境保全措置を実施するとともに、事後調査を行って環境の状態の把握を行い、その結果はNAAホームページ等で公表します。
- ・ また、新設・延長された滑走路が供用された段階では、環境影響評価法に基づき、事後調査等の結果を「報告書」としてとりまとめ、公表します。

以上